

ニコニコ介護サービス 訪問介護・日常生活支援総合事業訪問型サービス事業所運営規程

(事業の目的)

第1条

有限会社ライフサーブが開設するニコニコ介護サービス訪問介護・日常生活支援総合事業訪問型サービス事業所(以下「事業所」という。)が行う訪問介護・日常生活支援総合事業訪問型サービス事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

(1)事業所の訪問介護員等は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、自立を支援し、生活の向上に資するサービス提供を行い、意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

(2)事業の実施に当たっては、利用者の心身の機能、環境状況等を把握し、指定介護予防支援事業者(地域包括支援センター)、医療機関及び関係市町村などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、要支援者等ができることは要支援者等が行うことを基本としたサービス提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名称 ニコニコ介護サービス
- (2)所在地 神奈川県小田原市曾比 2446-6

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1)管理者 常勤 1名(兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2)サービス提供責任者 常勤兼務 3名 非常勤兼務 0名

サービス提供責任者は、事業所に対する事業の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

- (3)訪問介護員等 ・介護福祉士 3名 ・ヘルパー2級課程修了者 1名・介護職員実務者研修修了者 1名

訪問介護員等は、指定訪問介護(日常生活支援総合事業)の提供に当たる。

訪問 介護 員 等		常勤(人)	非常勤(人)
	専従	0人	0人
兼務	2人	1人	

(令和 6年 2月 1日現在)

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1)営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2)営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3)サービス提供日 年中無休(要相談)
- (4)サービス提供時間 午前8時から午後18時(その他相談)

(訪問型サービスの内容及び利用料等)

第6条

事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、事業が法定代理受領サービスであるときは、国が定めた負担割合のお支払いになります。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

(交通費)

第7条

事業に要した交通費はいただきません。

(緊急時等における対応方法)

第8条

サービス提供にあたり事故・体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等に連絡をします。

(衛生管理等)

第9条

すべての従業者は定期的に健康診断を行い、健康管理、清潔の保持に努めます。また、事業所の設備、備品等を清潔にして衛生管理に留意します。

(通常の事業の実施地域)

第10条

通常の事業の実施地域は、小田原市・南足柄市・足柄上郡開成町・足柄上郡大井町とする。

(苦情を処理するための措置の概要)

第11条

苦情があった場合はただちに管理者が相手方に連絡を取り、直接行くなどして詳しい事情を聞くとともに、必要に応じて検討会議を行い、早急に具体的な対応をする。また、記録を台帳に保管し、再発を防ぐために役立てる。

(虐待防止に関する事項)

第12条

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、事業所職員等に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を採用時及び年1回以上実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者 松丸 憲二郎。

2 事業所は、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条

(1) 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後3か月以内

二 継続研修 年4回

(2) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

(3) 従業者であつた者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(5) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社ライフサーブと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 1 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する